国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の概要

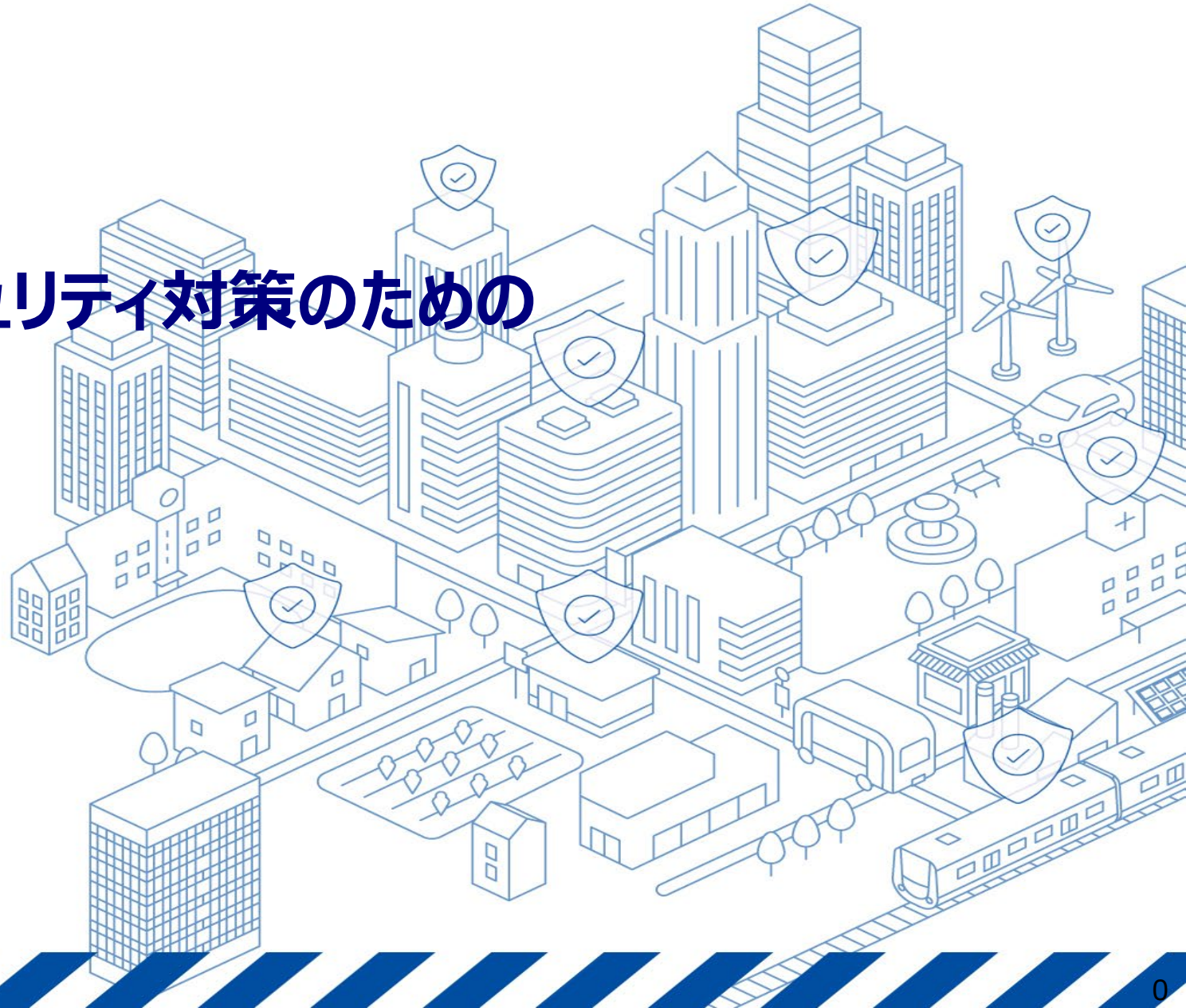

令和７年７月

内閣官房 国家サイバー統括室

政府機関等に対する情報セキュリティ対策の取り組み

国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

- 国家サイバー統括室において、共通ルール（統一基準群）の策定、監査・監視、教育・訓練等を通して、政府機関等全体のPDCAサイクルを適切に回し、情報セキュリティ対策の総合的強化を図る

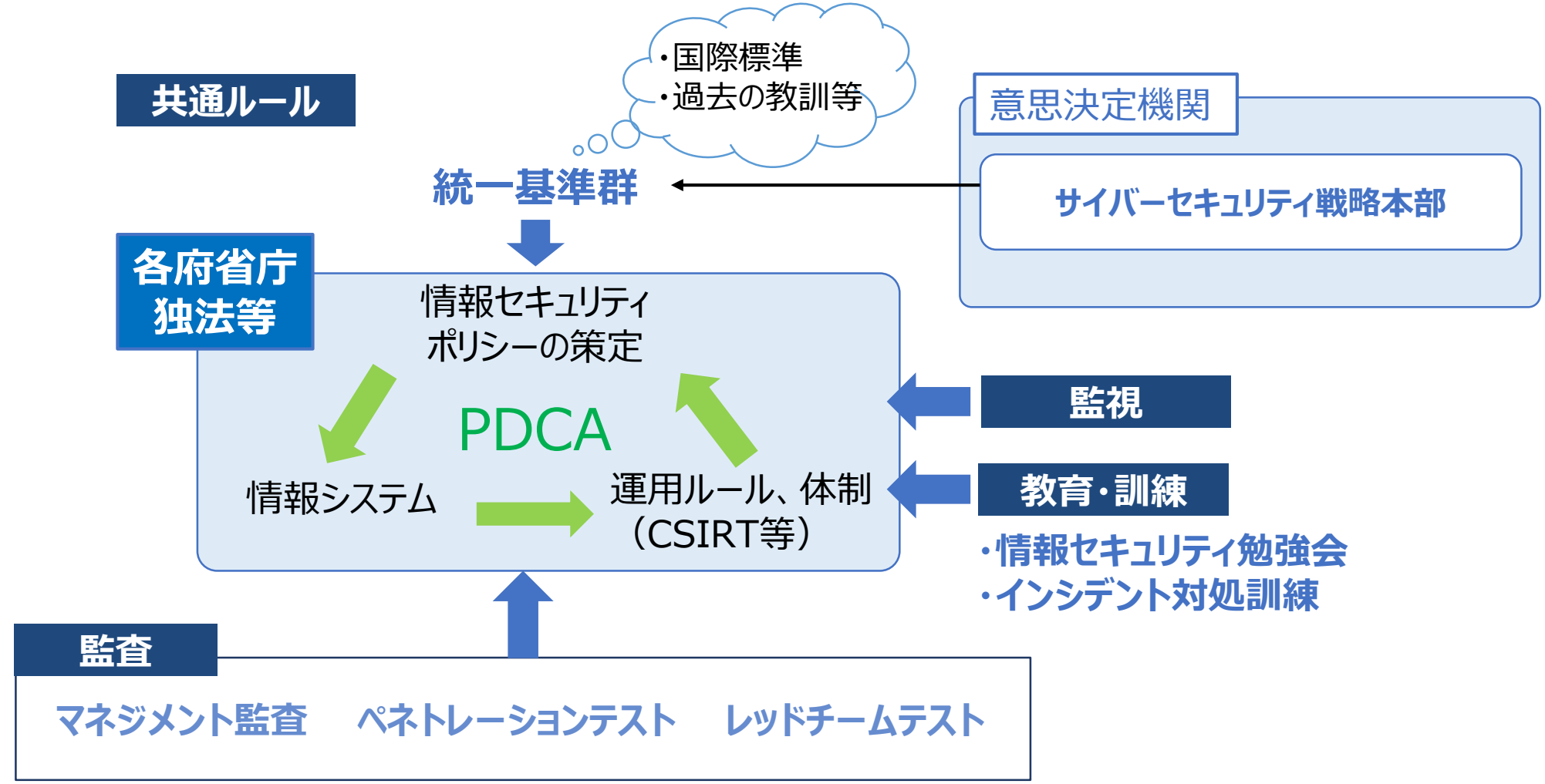

政府統一基準とは

国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

- 政府統一基準は、**サイバーセキュリティ基本法に基づく、政府機関および独立行政法人等の情報セキュリティ水準を維持・向上させるための統一的な枠組み**。
- 統一基準では、**政府機関等が講ずるべき情報セキュリティ対策のベースライン**を定めている。
- 政府機関および独立行政法人等は、**政府統一基準に準拠**しつつ、組織及び取り扱う情報の特性等を踏まえ**各組織の情報セキュリティポリシーを策定**。これにより、政府機関等のどの組織においても、一定以上のセキュリティ対策の水準が確保されるよう図るもの。

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）（抜粋）

第二十六条　サイバーセキュリティ戦略本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
（略）
二　**国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成**及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（令和７年６月27日サイバーセキュリティ戦略本部改定）（抜粋）

第六条　機関等は、自組織の特性を踏まえ、**基本方針**及び**対策基準**を定めなければならない。
（略）
３　対策基準は、**統一基準に準拠し、これと同等以上の情報セキュリティ対策が可能となるように**定めなければならない。

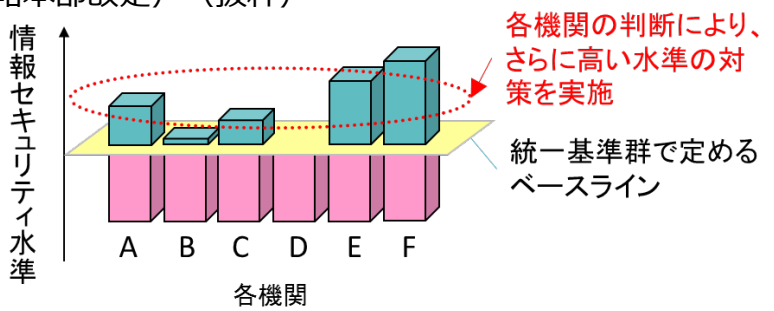

政府機関等全体における情報セキュリティのPDCAサイクル

国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

- 統一基準群の運用により、個々の組織のPDCAサイクルや政府機関等全体のPDCAサイクルを適切に回し、政府機関等全体としての情報セキュリティを確保する。

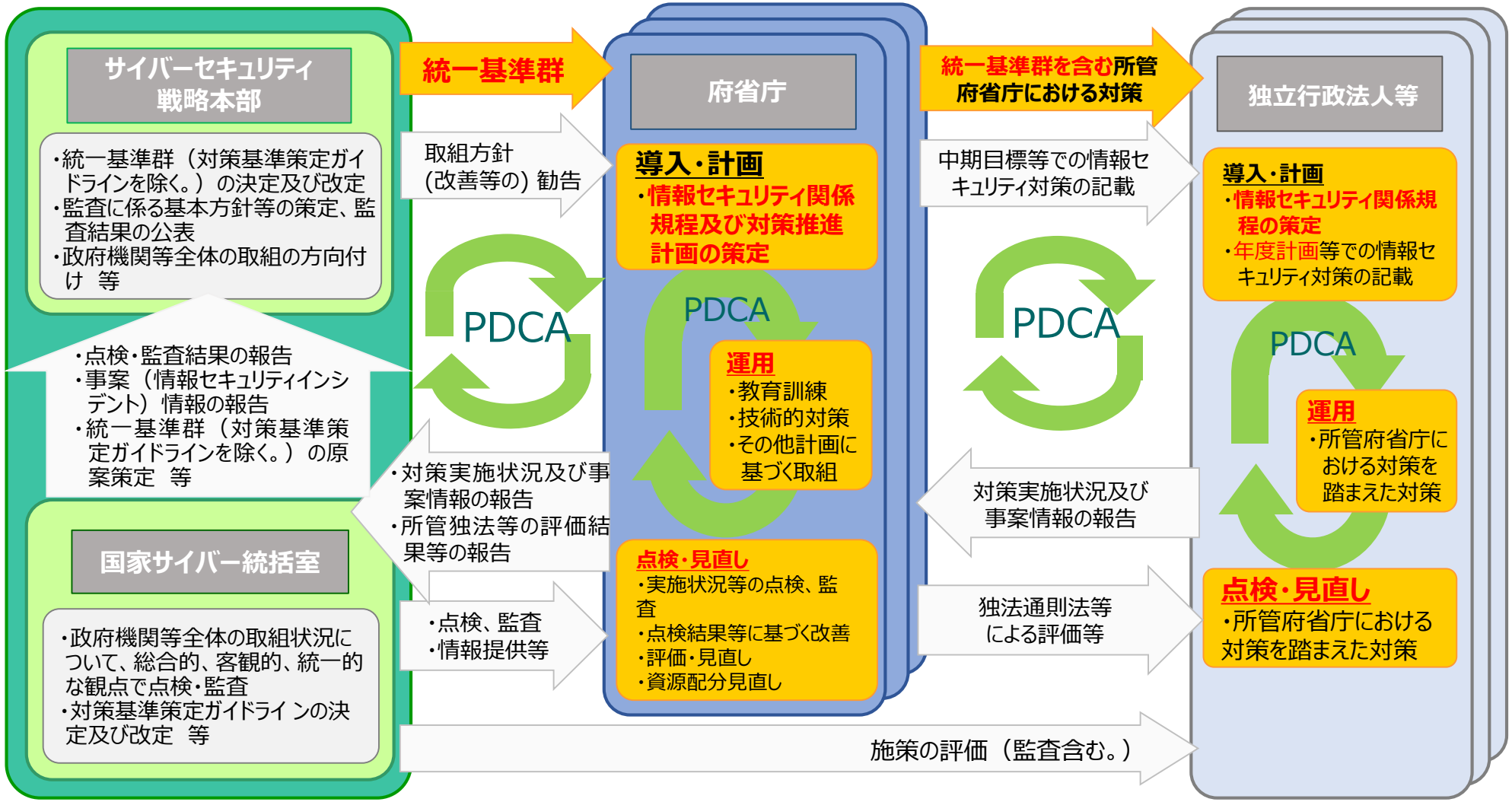

政府統一基準群の文書体系

国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範

機関等がとるべき対策の統一的な枠組みを定めたもの

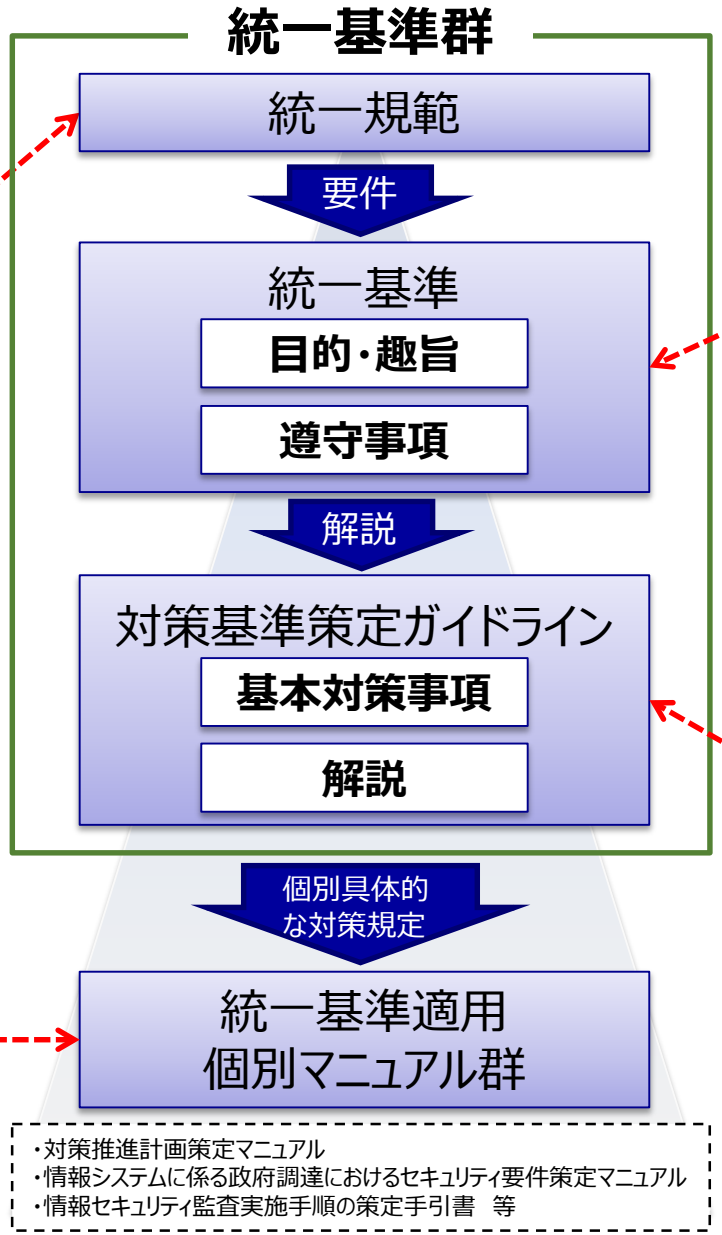

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

情報セキュリティ対策の項目ごとに機関等が遵守すべき事項（遵守事項）を規定することにより、機関等の情報セキュリティ水準の斉一的な引上げを図ることを目的としたもの

政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン

統一基準の遵守事項を満たすためにとるべき基本的な対策事項（基本対策事項）の例示とともに、対策基準の策定及び実施に際しての考え方等を解説したもの

統一基準適用個別マニュアル群

機関等において具体的な運用規程や実施手順を定める際の参考資料や個別の情報システムのセキュリティ要件等を検討する時等に利用されるもの

※令和５年度の改定において、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針」は廃止

政府統一基準群の制改定

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第１項第２号に基づき、平成28年に国の行政機関等のサイバーセキュリティに関する対策の基準として作成。その後、サイバーセキュリティを巡る動向等を踏まえ、必要なセキュリティ対策の基盤を着実に進化させることを目指し、必要に応じて改定を実施している。

サイバーセキュリティ戦略本部・内閣サイバーセキュリティセンター設置
（平成27年１月）

平成28年度版（平成28年８月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

- 政府機関に加えて、**独立行政法人及び指定法人を適用対象に**。
- 独立行政法人等において、情報セキュリティ対策が適切に講じられるよう、対策基準等の策定、体制の構築、対策実施状況の評価等を含む**情報セキュリティマネジメントの強化**に主眼を置いた規定を追加。
- 日本年金機構における情報流出事案をはじめとする情報セキュリティインシデントの発生状況やサイバー攻撃の動向等を踏まえ、**CSIRT体制構築等**の事前準備、**標的型攻撃等による不正プログラム感染を前提とする情報システムの防御策強化**に係る規定の追加。

平成30年度版（平成30年７月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

- 国民が安心して安全にウェブサイト等を通じて行政サービスを利用できるよう、**利用者側に立った対策の追加**。
- 政府機関等の**自律的な能力向上のためのPDCAサイクルの効果的運用**に係る規定を整備。
- モバイル端末の利用について、一定の安全対策を講じた場合には、**端末をネットワーク接続して業務を行うことを可能とする規定**を新設。

令和３年度版（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

- 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の管理基準も踏まえ、**クラウドサービス利用者側として実施すべき対策や考え方**に係る記載を追加。
- 政府機関等を標的とした主要なサイバー攻撃や近年の情報セキュリティインシデント事例、最新のセキュリティ対策などを踏まえ、CDN※１サービスやEDR※２等の**より強固なセキュリティ対策**について記載。
- **多様な働き方を前提とする場合に必要な情報セキュリティ対策**について、政府機関等が実施すべき対策の水準を明確化。

※１：CDN（Contents Delivery Network）
※２：EDR（Endpoint Detection and Response）

政府統一基準群の制改定

国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

令和５年度版（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

- 情報セキュリティに関するサプライチェーン対策の強化。**米国NISTのサプライチェーン対策を参考に、情報へのアクセス制御、ログの取得・監視などの委託先に担保させるべき情報セキュリティ対策を契約に含める**とともに、委託期間を通じた実施を求める。
- 独立行政法人等へのISMAP拡大や、ISMAP-LIU運用開始等を踏まえ、**要機密情報を取り扱う場合のクラウドサービスはISMAPクラウドサービスリストから選定**することを明記。要機密情報を取り扱わない場合においても、**適切な主体認証やアクセス制御の管理などのクラウドサービスを安全に利用するための対策を講ずる**。
- **機器等調達時のIT調達申し合わせに基づく対応を必須**のものとして明記。
- サイバーレジリエンスの強化や脅威・技術動向を踏まえての対策の強化。サイバー攻撃を受けることを念頭においた**情報システムの防御に係る対策**や**情報システムの復旧のための対策**を講ずる。
- **情報システムの重要度の考え方を導入**。全ての情報システムに求める必須の対策に加えて、基幹業務システムなどより**重要度の高い情報システムについては、リアルタイムにログ分析を行う機能の導入などの高度な対策**を求める。

内閣サイバーセキュリティセンターを改組し、国家サイバー統括室を設置
（令和７年７月）

令和７年度版（令和７年６月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

- 内閣サイバーセキュリティセンターの国家サイバー統括室への改組に伴う改定を実施。

（参考）政府統一基準の目次構成（概要図）

国家サイバー統括室
National Cybersecurity Office

第１部
総則

目的、適用範囲、用語定義　等

＜セキュリティに係る組織的・横断的取組＞

第２部
組織のガバナンス
マネジメント

体制、資産管理（台帳）、教育、インシデント対応、自己点検、
監査、独法・指定法人に係る対策　等

第３部
情報の取扱い

情報の格付・取扱制限、区域　等

第４部
外部委託

業務委託

クラウドサービス

要機密情報取扱い有

要機密情報取扱い無

機器等の調達

＜情報システムに係るセキュリティ対策＞

第５部
情報システムの
ライフサイクル

情報システムの分類

情報システムのライフサイクル

企画・要件定義

調達・構築

運用・保守

更改・廃棄

見直し

情報システムの運用継続

政府共通利用型システム

第６～８部
各構成要素や
シーンに応じた
セキュリティ対策

第6部　情報システムの構成要素

第7部　情報システムのセキュリティ要件

第8部　情報システムの利用